

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

長田整形外科 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団祐昇会が設置する長田整形外科（診療所）（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

【名称】 長田整形外科

【所在地】 〒226-0027 神奈川県横浜市緑区長津田 5-5-13 長津田メディカルスクエア 2F

【連絡先】 電話番号：045-982-2010 FAX 番号：045-982-2017

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

従業者の職種	人数（人）	区分		職務内容
		常勤（人）	非常勤（人）	
管理者（医師）	1	1	0	クリニック兼務
理学療法士	4	2	2	クリニック兼務2名

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	営業時間
月～土	9時00分～17時30分
営業しない日	日曜日、祝日、夏季休暇(約1週間)・冬期休暇(約1週間)

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容)

第7条 基本動作・日常生活行為・日常生活関連行為・活動および社会参加に関する行為などの生活行為全般における再建および質向上のための、障害評価・身体機能訓練・日常生活動作練習・日常生活関連動作練習・活動および社会参加に関する動作練習・住環境整備・専門的助言指導・精神心理的サポートなど

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の利用料等) 地域単価 10.88

第8条 介護保険適用範囲内では、ご利用者様の負担割合によって(1割～3割)負担額が異なります。

訪問リハビリテーションサービス(要介護)	介護予防訪問リハビリテーションサービス(要支援)
訪問リハビリテーション費 308単位/回 ※20分のサービスを1回と規定	介護予防訪問リハビリテーション費 298単位/回 ※20分のサービスを1回と規定
サービス提供体制強化加算 6単位/回	サービス提供体制強化加算 6単位/回
リハビリテーション マネジメント加算(イ) 180単位/月	利用開始から12月超える場合の減算 (一定の要件で減算なし) 30単位減算/回
リハビリテーション マネジメント加算(ロ) 213単位/月	他院医師指示書作成時の減算 50単位減算/回
医師がリハビリテーション計画説明 270単位/月	短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
他院医師指示書作成時の減算 50単位減算/回	退院時共同指導加算 600単位/当該退院に限り1回
短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日(1週に2日限度)	
退院時共同指導加算 600単位/当該退院に限り1回	

計算式：単位数×地域単価＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

ご利用者様負担金額 {週1回(月4回)利用の場合}

◎要介護 { (308+6) × 2 × 4 } × 10.88 = 〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9) = 約△△円

◎要支援 { (298+6) × 2 × 4 } × 10.88 = 〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9) = 約△△円

※2割・3割負担のご利用者様は、下線の部分を0.8(2割)、0.7(3割)に変更して計算をお願い致します。

※サービスに必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(通常の事業の実施地域)

第9条 横浜市緑区、青葉区、旭区、南区、泉区、町田市の一部

(衛生管理)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする

- 1、手指消毒・各検査機器（血圧計、体温計等）・車・バイク等の消毒を徹底して行う
- 2、訪問リハビリ提供時のマスク（フェイスガード・ガウン）着用の徹底
- 3、出勤前（1回）・出勤時（2回）の検温
- 4、スタッフに、37.5以上の発熱・咳・だるさ・嗅覚・味覚の低下等の体調変化が見られた場合は自宅待機
- 5、スタッフが濃厚接触者・コロナ陽性となった場合、当法人マニュアルに沿って対応
- 6、担当スタッフが出勤出来ない場合、別のスタッフが訪問する場合もある
- 7、利用者に発熱や体調不良が見られている場合はサービス利用をご遠慮頂く場合もある

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。利用者のサービスに関する相談、要望、苦情については、訪問担当者もしくは、当事業所に電話連絡して頂き、公的機関の相談・苦情については、神奈川県国民健康保険団体連合会に連絡して頂く。

(個人情報の保護)

第13条 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2、事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3、事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4、上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

附 則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。